

高齢者施設等における面会について

現状

- 高齢者施設等での面会については、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、
 - 令和2年4月以降、緊急の場合を除き一時中止とすべきとされていたが、
 - 令和3年1月以降は、地域における発生状況等も踏まえ、患者、家族のQOLを考慮しつつ、対応を検討することとされている（※）。
- また、事務連絡を通じて、オンラインでの実施も考慮しつつ、管理者が制限の程度を判断し、感染防止対策を行った上で実施することや、新しい生活様式を取り入れた面会の実施例等を示している（令和2年10月）。
- このように、国として一律に制限はしていないものの、個々の施設によっては、面会の実施が非常に制限（例えば、原則不可、オンライン実施のみ等）されている場合があるとの指摘がある。
- 介護保険法に基づく運営基準において、施設等は「常に入所者の家族との連携を図るとともに、入所者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない」とされていること及びワクチン接種率の増加も踏まえ、面会の実施が過剰に制約されることのないよう、対応を検討していく必要がある。

（※）基本的対処方針における記載：「面会者からの感染を防ぐため、面会は、地域における発生状況等も踏まえ、患者、家族のQOLを考慮しつつ、緊急の場合を除き制限するなどの対応を検討すること」

最近の動向

- 高齢者のワクチン接種率が増加するとともに、高齢者施設等におけるクラスター数は減少傾向にある。
- 高齢者施設において、ワクチン接種歴や検査結果を踏まえ、対面で面会を行っている事例がある。（別添1）

高齢者施設等における面会について

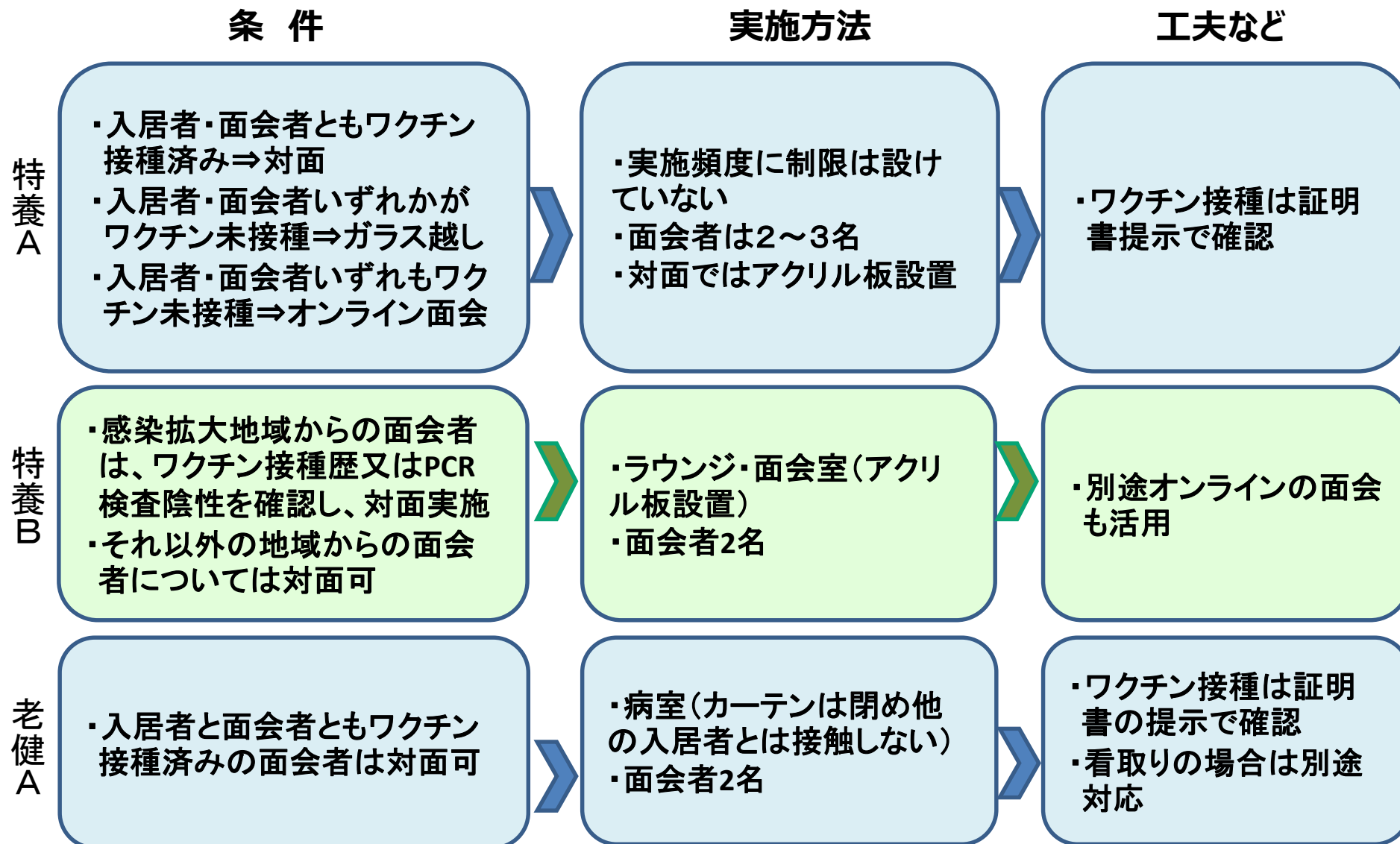
今後の方針案

- 面会については、引き続き、感染経路の遮断と、つながりや交流が心身の健康に与える影響という両方の観点を考慮し、地域における発生状況等を踏まえることに加え、ワクチン接種の進展等を踏まえ、安全な実施方法を検討することが適当。
- 具体的には、地域における発生状況や都道府県等が示す対策の方針等も踏まえるとともに、入居者及び面会者のワクチン接種歴や検査結果も考慮した上で、管理者が、面会時間・回数を含めた面会の実施方法を判断すること。
- その際、入居者及び面会者がワクチン接種済み又は検査陰性と確認できた場合には、対面での面会の実施を検討することとする。
- なお、ワクチンを接種していないことを理由に著しく不当な扱いとならないよう留意し、ワクチンを接種していない入居者や面会者も交流が図れるように検討すること。
- いずれの場合でも、面会実施の際には、引き続き、感染防止対策^(※)を行うことが必要。

(※) 感染防止対策の例

- 面会者が発熱、のどの痛み、咳、倦怠感、下痢、嗅覚・味覚障害等の症状を有する場合は面会を断ること。
- 面会者には、面会時間を通じてのマスク着用、面会前後の手指消毒を求めること。
- 面会者の手指や飛沫等が入所者の目、鼻、口に触れないように配慮すること。
- 面会後は、面会者が使用した机、椅子、ドアノブ等の清掃及び消毒を行うこと。

高齢者施設において対面で面会を実施している事例



※ 基本的な感染対策マスク着用、検温、手指消毒等の基本的な対策は全事例で実施